

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人については、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人がA社本社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主は申立人が昭和36年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間③のうち当該期間における資格取得日に係る記録を36年10月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正する必要がある。

なお、昭和36年10月及び11月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間③のうち昭和36年9月30日から同年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社本社B支店における資格喪失日に係る記録を36年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和35年5月20日から同年6月1日まで
③ 昭和36年9月30日から同年12月1日まで

昭和34年1月からA社本社で営業の研修を受け、同年4月から本採用になり、同年12月までの8か月間、厚生年金保険に加入していないことは考えられない。また、A社本社と同社B支店間の異動の際2期間において厚生年金保険の加入期間に空白期間があることも納得がいかない。申立期間を厚

生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社C部が保管する退職者名簿によると、申立人は昭和34年4月1日に入社し、38年7月31日に退社したことが確認でき、申立人が申立期間①、②及び③を含む34年4月1日から38年7月31日までの期間、同社に継続して勤務していたことが認められる。

申立期間②について、A社本社C部は、「申立人はA社本社から同社B支店へ異動しているのであれば、その間の1か月間のみ厚生年金保険の被保険者期間に空白があることは考えられない。」と供述していることから、申立人が、A社本社に継続して勤務し(昭和35年5月20日にA社本社から同社B支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社B支店における昭和35年6月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤って資格取得日を昭和35年6月1日と届け出たとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち昭和36年10月1日から同年12月1日までの期間について、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名、同一生年月日である被保険者の同年10月1日に資格取得し同年12月1日に喪失している未統合の記録が確認できる。

また、上記の未統合の記録における厚生年金保険記号番号は、申立人の厚生年金保険記号番号と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立期間③のうち同年10月及び11月において、申立人は同社で厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間③のうち昭和36年10月及び同年11月の標準報酬月額については、上記名簿に記載されている未統合の申立人と認められる36年10月の社会保険事務所(当時)の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間③のうち昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間について、A社本社C部は、「申立人が同社B支店から本社へと異動しているのであれば、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されただろう。」と供述していることから、申立人が同社本社に継続して勤務し(同年36年10月1日に同社本社B支店から同社本社に異動)、同年9月の厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社B支店における昭和36年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人と同時期にA社本社に入社した同僚の供述及びオンライン記録によると、当該同僚が入社後半月から5か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社は採用した従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が同社本社において昭和34年12月1日に厚生年金保険の資格を取得した記載があり、それ以前に申立人が同社本社において厚生年金保険の資格を取得した記録は見当たらず、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和42年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月から43年9月までは1万6,000円、同年10月から44年9月までは2万円、同年10月から45年7月までは2万4,000円、同年8月から46年9月までは3万円、同年10月から47年9月までは3万9,000円、同年10月から48年2月までは4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から48年3月1日まで
昭和42年7月ごろ、A社（現在は、B社）の新聞の求人広告に応募して、同月31日に入社し、同社で業務をした。同社で5年程勤務し、その間、三つ折りの健康保険証を持っていたことを覚えている。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名、かつ、同一生年月日で、昭和42年7月31日に資格取得し48年3月1日に資格喪失した基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、上記の未統合記録における厚生年金保険記号番号は、申立人の厚生年金保険記号番号と一致している。

さらに、申立人の雇用保険の記録により、申立人は昭和42年7月31日から48年2月28日までの期間、A社において勤務したことが確認できる。

加えて、B社が保管している社会保険の被保険者名簿によると、申立人は、A社において、昭和42年7月31日に厚生年金保険の資格を取得し、48年3月1日に資格を喪失したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年3月1日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和42年7月から43年9月までは1万6,000円、同年10月から44年9月までは2万円、同年10月から45年7月までは2万4,000円、同年8月から46年9月までは3万円、同年10月から47年9月までは3万9,000円、同年10月から48年2月までは4万5,000円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月8日から27年5月8日まで
昭和24年に学校を卒業し、25年の途中まで家事手伝いをした後、同年5月8日からA社に入社し、同社の2階で、仕事をしていた。厚生年金保険の資格取得日が27年5月8日となっているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中に加入記録があり供述を得られた同僚7人のうちの6人は、申立人のことを記憶しておらず、申立人のことを記憶している同僚1人も申立人が申立期間に同社で勤務していたかどうかかわからないと供述している。

なお、上記の同僚7人は、いずれも自身の厚生年金保険のオンライン記録に誤りはないと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間内に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、A社は、既に廃業しており、厚生年金保険料の控除について確認できる申立期間当時の賃金台帳等は残っていないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日まで
昭和 18 年 1 月から同年 3 月まで A 社（現在は、B 社）で、国民勤労報国隊として業務を行った。A 社から頂いた感謝状等を保管しており、勤務していることに間違いないので、申立期間を労働者年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する A 社から受けた感謝状及び表彰状並びに C 国民職業指導所から申立人に交付された国民勤労報国隊として同社に勤務したことの証書により、申立人が申立期間において同社で国民勤労報国隊として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「A 社で国民勤労報国隊として勤務している者が数百人来ていた。」と供述しているが、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間中に労働者年金保険の被保険者の資格を取得している者は 17 人であることが確認でき、同社では、数百人の国民勤労報国隊について労働者年金保険の加入の手続きは行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人が記憶する国民勤労報国隊として A 社に勤務していた同僚一人についても同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に氏名の記載は無い。

さらに、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間内に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、B 社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。